

韓国の牛肉の輸入制限

(L/6503、1989年11月7日採択)

【事実の概要】

1. 1967年加入以来韓国は、様々な製品に対して国際収支の擁護のための制限（以下、BOP制限と略す。）措置をとり、BOP委員会の定期審査を受けてきた。その間、韓国は一定の品目につき制限を取りやめたり、あるいは緩めたりしたが、1988年現在、牛肉を含めて、358品目につきBOP制限を維持していた。1979年、韓国の牛肉関税は25%から20%に引き下げられて「バウンド」された。

1979年末から1980年初めにかけて、韓国政府が畜牛増産計画を推進した結果、1980年代に入って韓国の牛肉の輸入は急激に増加した。そして、輸入増加と畜牛増産計画の成功による国内産牛肉の供給の増大によって、国内市場価格が低下し、牛肉農家から保護の圧力が強まった。そのために、1984年10月韓国政府は、一般市場における商業用の輸入のための入札許可(issuing tenders)を停止し、それによって商業用の牛肉の輸入は事実上中断されることになり、1985年5月から1988年8月までの間に商業用の牛肉の輸入は行われなかった。これらの措置は、BOP委員会に通告もされず、（従って）討議もされなかった。韓国は1988年8月になって、部分的に市場を再開放し、1989年現在約4万トンの輸入数量割当(QRs)が割り当てられたことが発表された。

韓国の牛肉の輸入制限体制は、1987年7月以前には、牛肉は対外貿易取引法上の制限輸入品目と指定され、輸入は農林水産部（日本の農林水産省に該当する。）の指針に従う畜産業協同組合中央会(National Livestock Cooperatives Federation)の勧告に基づいて行われ、輸入の水準は国内消費との関連で調整または停止されることになっていた。しかし、現在は1988年8月に設立された畜産物流通事業団(Livestock Products Marketing Organization:LPMO)が政府の定める数量を公開入札により独占的に輸入し、その一部は競売により、他の一部は直接に再販売することになっている。

ところで、1987年10月に行われたBOP委員会の会合において、委員会は、前回の1984年11月の協議以来、韓国のBOP状況の改善に満足感を表明し、「韓国のBOPの現状と展望からして、もはや18条Bに基づく輸入制限が正当化されない段階にきていること、そして、18条9項や1979年の「国際収支の擁護を目的とした貿易措置に関する宣言」の趣旨、つまり、貿易輸入制限はBOP均衡の維持または回復のための手段としては非効率的なも

のであること、及びBOP制限措置は特定の産業部門の保護のために用いられてはならないことが留意された。」そして、BOP委員会は、韓国のBOP制限措置の廃止のためのタイムテーブルの採択の必要性を強調し、それについての韓国側の積極的な対応に対する期待が表明された。それに対して、韓国の代表は確答を避けたが、委員会のメンバーからも、韓国が即座に18条Bを援用しないことを期待しているわけではないとの見解が示された。

2. このような状況において、米国は、韓国による牛肉のQRs、輸入禁止、国家貿易による輸入独占及びその他の制限措置が一般協定の2、10、11条及び13条に違反し、その結果、自国の利益が無効化又は侵害されたとの申し出を行い、1988年5月4日パネルが設置された。韓国は、米国が23条に基づいて申し出をするのは不適切であるので、それを受け入れるべきでないとのある種の先決的抗弁を行ったが、拒否された。その後、オーストラリアやニュージーランドからも同様の申し出がなされ、同パネルに付託された。

<米国の主張>

(1) 韓国の牛肉の輸入禁止(1984/5年措置)と(過去及び将来の)QRsは、それぞれ11条1項の「禁止」と「数量制限」に該当し、さらに、韓国は自らの措置が一般協定の例外条項によって正当化されることを立証できなかった。

そして、韓国のLPMOは、国内生産者によって管理される輸入独占で、11条の意味する輸入制限に該当する。11、12、13、14及び18条の注釈によれば、「輸入制限」または「輸出制限」には、国家貿易の運用によって実施される制限が含まれる。この点は「日本の農産物12品目の輸入制限」ケースにおいて確認済みである。

(2) LPMOは高い国内価格に輸入価格を等しくするために、輸入牛肉に対して平均して36%の課徴金を徴収しているが、これは東京ラウンドにおいて米国と交渉された譲許を害し、2条1項(b)に違反する。そして、LPMOの目的は国内の牛肉農家を保護するもので、これは「譲許表に定める保護の量を越えるように輸入独占を運用してはならない」とした2条4項に違反する。

(3) 韓国の牛肉の輸入制限制度における透明性の欠如は、輸入制限の「告示」と「公表」の義務を定めている10条1項と13条3項(b)にそれぞれ違反する。

(4) ①18条Bの特別審査手続の存在やBOP委員会による審査を受けたことによって、韓国のBOP措置の一般協定上の適合性に関して、米国が23条に基づく権利を主張できない

いとする韓国の主張は支持され得ない。第一に、18条12項(b)によるBOP委員会の審査や18条12項(d)の特別審査手続と、23条に基づく紛争解決手続とは互いに異なる機能を果たすものである。というのは、7)18条12項(b)によるBOP委員会の審査は、広範なマクロ経済・貿易政策に関するものであるのに対して、23条はいわゆるBOP措置の濫用(misuse)に対し締約国の権利を主張するための手段である。i)18条12項(d)による協議と23条2項による協議及び紛争解決とは確かに重複するが、一般協定はしばしば協議と紛争解決のための多重の(multiple)道を提供している。第二に、韓国はパネルの設置に同意し、それに基づいて合意された付託事項において、パネルには「一般協定の関連条項に基づいて」韓国の牛肉の輸入制限を検討する権限が与えられた。

②1987年12月のBOP委員会のメンバーたちは、現在の状況や展望からして、韓国のBOP制限は正当化されないことを強調した。従って、韓国はもはやBOPを理由とする輸入制限をとることができない。そして、たとえ、BOP制限が認められるとしても、1985-1988年までの韓国の牛肉の輸入制限措置は、(上記のBOP委員会の審査の以前から存在した)BOPを理由としない、保護主義的な理由に基づきもので、この点は韓国自らが認めているところである。従って、それらの措置がBOP委員会や締約国団によって許可されたものであると主張することはできない。

<韓国の主張>

(1) 確かに、韓国の牛肉の輸入制限措置は11条に違反するが、それは18条Bによって正当化される。

LPMOは、政府が設定した数量制限の枠の中で牛肉の輸入を行うのみで、輸入独占の国家貿易ではない。18条に基づく輸入制限が問題になっている本件において、米国が前期の11、12、13、14及び18条の注釈を引用するのは間違いである。

(2) 牛肉の輸入制限は、あくまでも18条Bに基づくもので、13条の要件に合致しているのみならず、2条にも違反していない。米国のいう課徴金または輸入差額(mark-up)は、正当な輸入制限から生じる「QRsレント」にすぎない。

(3) 1988年以来の一連の措置は内外に公表されたのみならず、これまでいかなる貿易業者からも苦情が出なかった。

(4) ①18条Bにおける特別審査手続の存在やBOP委員会による審査を受けたことによって、米国は韓国の牛肉の輸入制限措置について23条に基づく権利を主張できない。この

点は、特別審査手続に服する措置のガット整合性については、23条2項に基づく勧告または決定を行ってこなかった締約国団の慣行は健全なものであった」といい、24条7項に基づくE Cの行動を23条1項(a)に基づいて審査することを拒否した、1985年「E Cの柑橘類地域特惠」ケースにおけるパネルの判断によっても支持される。特別審査に服しているある措置が23条に基づいて挑戦されることは、審査手続の重複を招き、資源の浪費である。

②締約国団は、韓国の18条Bに基づく牛肉輸入制限を許可してきたし、これまで過去及び現在の制限措置の正当性は決して問題にされなかった。前回のB O P委員会における協議においても「これからの」輸入制限の正当性が問題になっただけで、しかも、「即座の」援用の取りやめでなく、既存の制限の段階的撤去(phasing-out)のためのタイムテーブルの採択が提案されたのみである。しかし、18条9項に基づいて判定される韓国のB O P状況はまだ不安定なもので、現在の黒字発生という事態によって、18条Bに基づく制限が直ちに正当性を失うわけではない。しかも、B O P制限措置は必然的に保護主義的な効果を伴うものである。

【報告要旨】

(1) 11条1項の違反について

韓国によって実施された牛肉の輸入制限措置は、次の二つの種類に区分される。

(a)1984年11月及び1985年5月に導入され、1988年8月に改正された事実上の輸入停止措置で、B O P委員会に通告されず、その審査を受けていない措置。

(b)1967年韓国が一般協定に加入してから存在した牛肉の輸入制限措置で、B O P委員会に通告され、その審査を受けてきた措置。

(a)の場合には、B O Pを理由とするものでなく、国内産業を保護するもので、この点は韓国自らが認めているところである。さらに、韓国はそれが11条2項に基づくものであるといういかなる根拠も提出していない。従って、これらの措置は11条に違反するものである。

そして、L P M Oは輸入独占としての実質を有するもので、国家貿易企業に適用される(11条1項と17条を含む)一般協定の条項に合致しなければならない。但し、一般協定において重要なことは輸入独占の存在そのものでなく、その運用とそれが貿易に及ぼす効果であるが、現在L P M Oの実施する輸入制限が11条1項に違反すると判定した以上、国内生産者によって管理される輸入独占が存在しているだけで一般協定の違反とはいえない。

(2) 18条の手続き的な側面について（この(2)と以下の(4)は(1)の(b)の措置に関わるものである）

パネルは、一般協定上の特別審査手続の排他性、つまり、その存在によって23条の援用が排除されるのかについての過去の締約国団による審議に関する紛争当事国の様々な主張を審査したが、過去の審議が本件に直接適用されるとは思わない。しかも、何よりも、パネルには紛争当事国によって合意された付託事項により本件を審査する権限が与えられた。

そして、18条と23条の起草過程を検討してみても、両方の手続が相互に排他的であるとか、あるいは、片方が他方に優先するという証拠は見あたらない。23条の文言は包括的(all-embracing)で、本件の18条を含む一般協定の全ての関連条項に適用されるものである。確かに、両者は異なる意図を有するものではあるが、B O P制限に対して23条の援用を排除することは、一般協定の適用を不必要に制限するものである。但し、このような解釈は、締約国による特別審査手続の援用を排除するものではない。紛争当事国はいずれかの手続を選択することができるが、本件の場合紛争当事国は23条の手続を選択したとみなすべきである。

(3) B O P制限の正当性について

米国は、韓国にはもはやB O P困難の問題が存在しないために、そのB O P輸入制限は正当でないと主張するが、韓国が1967年以来B O P制限を維持してきたことは周知のことである。しかし、パネルは18条9項や11項の規定内容に留意する。そして、1987年10月に行われたB O P委員会の会合において、「韓国のB O Pの現状と展望からして、もはや18条Bに基づく輸入制限が正当化されない段階にきていること、…韓国のB O P制限措置の廃止のためのタイムテーブルの採択の必要性や期待が表明された」ことに注目する。さらに、韓国政府やI M Fの最新のデータも、韓国のB O P状況が改善していることを立証している。従って、パネルは、韓国の牛肉の輸入制限措置の段階的な撤去のためのタイムテーブルの迅速な採択が必要であると結論する。

(4) 2条違反について

L P M Oが政府が決めたQ R sを運用し、輸入牛肉を卸売業者または一定の場合に直接ユーザーに再販売する排他的な特権を有する輸入独占企業に該当し、輸入牛肉に生じた輸

入差額が、2条4項に違反して、韓国の譲許表の定める保護量を超える保護を与えているかどうかについては、次のように結論する。

2条4項を「ハバナ憲章31条に照らして」適用するとした2条4項の注釈に基づいて検討してみれば、本件には31条4項と5項が関連性を有する。31条5項には、輸入独占は「その輸入商品の全国内需要を満たすに足りる数量を輸入しかつ販売のために供給する」ことになっている。この5項の規定から、ハバナ憲章31条4項と2条4項は、数量制限の存在しない市場で活動する輸入独占を想定していることが推論される。このように考えると、数量制限が存在している本件に2条4項を適用することは適切でない。というのは、畢竟最低入札価格または誘導価格を設定することによってLPMOが得るプレミアムは、直接には牛肉の数量制限によって生じる品物不足(scarcity)によって生じるものである。従って、数量制限が存在している本件には、輸入牛肉に対するLPMOの価格のマークアップのレベルは関連性を有しないと結論する。

さらに、韓国が2条1項(b)に違反して輸入牛肉に課徴金を課しているという米国の主張は、ここで別途検討する必要はない。

(5) 10条及び13条の違反について

韓国の措置が2条及び11条に違反しているかについて、すでにパネルの判定が示されたことに鑑み、これらの副次的な問題について検討する必要はない。

上記の認定に基づいて、パネルは、締約国団が次のように勧告することを提案する。

- ①韓国が1984/5年に導入し、1988年に改正した牛肉の輸入制限措置を廃止するか、そうでなければ一般協定の条項に合致させること。
- ②韓国が1967年以来BOPを理由に正当化してきた牛肉の輸入制限を廃止するためのタイムテーブルについて、米国及びその他の利害関係国と協議し、その協議の結果について理事会による本パネル報告書の採択後3カ月以内に報告すること。

【解説】

本件は、一般協定が普段は「柔軟に」適用されるが、いったんいずれかの締約国によってある問題が紛争解決の場に持ち込まれると、わりと「規定」通りに適用されるというこれまでのガットの「伝統」に沿った判定の事例であるといえる。しかし、「規定」通りに

適用されるとはいっても、判定の理由付けは、パネルによって多様性と柔軟性に富んでいるという「伝統」も一緒に継承している。従って、本解説⁽¹⁾も、パネルの結論には概ね賛成であるが、その理由付けに対しては若干の疑問なしとはしない。

1. 18条の手続的側面（18条12項と23条との関係）

韓国は、パネルの設置後早々とある種の先決的抗弁を提出し、審理に入ってから18条の手続問題、つまり、18条12項(b)に基づく定期的審査を受けてきたこと及び18条12項(d)の特別審査手続の存在が他の締約国による23条の援用を妨げるという主張を執拗に展開した。

その理由としては、第一に、韓国にとっては、手続問題は、手続と実体の両面に跨る重要性を有していたからであると思われる。まず、韓国としては、自らの牛肉の輸入制限措置についての実質的な審査を阻止するために、18条Bの特別審査手続の存在とその排他性を強調する必要があった。次に、BOP委員会における公式の協議を受けその結果が締約国団によって採択されている事実が、自らの牛肉の輸入制限措置が18条Bに基づいて正当なものであるという韓国の主張の中核に据えられていたからである。

第二に、そもそもBOP制限という例外は、一般協定の起草の段階から各国の思惑の異なる微妙な問題である上、BOP問題をめぐる協議の過程は、センシティブで、そのために、常に秘密に行われてきたこと⁽²⁾、そして、12条、18条Bの実際の適用には経済的判断という困難な問題が付きまとうために、従来からその義務履行を確保するための努力は、法的義務の違反を立証するために法的分析をすることによってであるよりは、むしろ説得、交渉や国際的な圧力によってなされてきたという事情がある⁽³⁾。そのために、BOP問題は、23条に基づく手続の利用によってでなく、主に毎年開催されるBOP委員会において処理されてきたのである。従って、韓国は、このようなガットにおける従来のBOP問題の処理状況と、BOP問題の特殊性及びそれによる18条Bの実際の適用の困難さなどを考えて、18条の協議の手続の優先的適用を主張したものと思われる。

これに対して、パネルは、何よりも紛争当事国の「合意」による付託事項の存在を指摘して、韓国の主張を退けた。しかし、続いて、23条の手続と18条の手続とは互いに排他的なものでも、あるいは、一方が他方に優先するものでもないとの見解を表明した。つまり、一方は「個別的な措置」についての詳しい検討を、他方は一国のBOP状況についての「一般的な審査」をそれぞれ目的とするものである。従って、両者は目的を異にしながら

も相互補完的なもので、締約国はいずれかの手続を選択することができるとした。

このようなパネルの見解は、1987年「インドのアーモンド輸入制限」ケース⁽⁴⁾において議論された「B O P 輸入制限問題が23条に基づいて裁定されうるのか」という問題に対して、一つの判断を示したものであるといえよう。確かに、23条の文言は「包括的」で、かつ、23条の手続と18条の手続が互いに排他的なものでないことは、23条と18条の起草過程からも裏付けられるというパネルの見解に反論することは難しいと思われる。しかし、両者が並立的な関係にあるとされた以上、「23条のそれに類似した」⁽⁵⁾18条の「救済」手続である12項(d) (12条(c)も同じ) は、パネルも指摘しているように(para. 118)、これまでと同様援用されることはないように思われる。というのは、まず、12項(c)と12条(d)の援用の要件が、それぞれ、「制限がこの条…に著しく反する方法で課せられていること」、「制限がこの条…に反すること…を一見して明白に立証できる」ことであることからわかるように、23条のそれよりも「厳しい」ものになっているので、他の締約国のB O P 制限措置によって影響を受ける締約国は、18条よりも23条を援用しようとすると思われるからである。次に、ガットの慣行を通じて、数量制限は、法的義務に違反しているかどうかにかかわらず、「一看して明白な(prima facie)」無効化又は侵害」ケースとしてみなされるようになったことが⁽⁶⁾、このような傾向に拍車をかけていると思われる。最後に、確かに、18条の場合には、厳しい要件を立証できれば締約国団がその制限の撤廃を「勧告しなければならない」とされているが、23条の場合も締約国団は撤回の勧告をなし得る。

但し、パネルは、一般協定における特別審査手続の排他性に関する締約国団による過去の審議は、「本件においては」直接適用されないといい、23条と他の条項における特別審査手続との関係についての検討の必要性は慎重に避けている。このようなパネルの判断の背景には、おそらく「E C 柑橘類地域特惠」ケースが念頭にあったであろう⁽⁷⁾。そのために、韓国が提起した23条とその他の条項に存在する特別審査手続との関係のあり方という大きな問題は未解決のままになったが、いずれにせよ、18条Bの協議が「一般的な審査」であるとの判断がなされた以上、すでに指摘した援用要件の「厳しさ」から考えれば、18条の「救済」手続は事実上の死文化を免れ得ないであろう。

2. 韓国の牛肉の輸入制限措置の正当化根拠について

本件における米国の主張を見れば、米国は韓国市場の再開放（つまり、Q R s 枠の拡

大)にとどまらず、一気に韓国の数量制限そのものの廃止を狙ったように思われる。そのために、米国は、援用の正当性と輸入制限のあり方の両側面を同時に攻める戦術をとった。第一に、韓国の牛肉の輸入制限のうち、1984/5年から1988年8月までの事実上の停止措置をBOPを理由としない「禁止」であるとする一方、韓国のBOP状況の改善ぶりからみて、現行のLPMOによる輸入制限は、18条によって正当化されず、11条違反であるとした。第二に、LPMOは輸入独占として独自の輸入制限を構成するが、17条の要件を満たさないで11条違反であるとする。そして、LPMOの課する課徴金が2条1項(b)に、それが実施する輸入制限によって輸入牛肉に生じた輸入差額が2条4項に、それぞれ違反するという論理構成を展開したのである。

本件において、パネルは、上記の米国の主張のうち、第二の主張の部分は退けながらも(次の3.を参照)、第一の主張の部分を別の論理で構成することによって、事実上米国の主張を全面的に認めたといえる。

パネルは、韓国の措置をその目的(これは韓国の「自白」(para. 66, 77, 93)に基づくものである。)と「通告」の有無に基づいて、次の二つに分けた。一つは、BOP目的でない、そのために18条12項(a)に基づく通告が行われず、BOP委員会の審査を受けていない1984/5の措置とその後改正された措置(つまり、現行のLPMO)であり、これはBOPを理由としない、国内産業を保護するためのもので、11条に違反し、他の例外条項によっても正当化されない。ここで重要な点は、現行のLPMOが前者に含まれていることである。もう一つは、1967年加入以来合法的にとってきたBOP措置で、これは韓国のBOP状況の改善ぶりからみて、その制限措置の段階的撤去のタイムテーブルの採択が必要であるとした。

しかし、このように区分した場合、第一に、現行のLPMOは、1984/5年措置の改訂版でありながら、(合法的な)BOP措置でもあることになりはしないか。パネルの整理によればまるで別個の措置のように思われる二つの措置は、実は一つの品目に関する一連の措置である。第二に、現行のLPMOによる輸入制限が18条Bに基づいて正当化される余地はまったくないのか。確かに、1984/5年にとられた既存の措置の「強化(intensification)」措置は、7)18条上の措置は「制限」に限られているが、事実上の「禁止」であること、1)その当時韓国のBOP状況はむしろ改善の方向に向かいつつあったこと、及び2)通告の要件を満たしていないこと等から考えれば、18条Bの例外事由に該当しないと言わざるを得ない。しかし、18条Bに基づく合法的な輸入制限のピーク時の輸

入量が5万トン強であるのに対して、1989年度のそれは4万トン弱であることから考えると、現行の輸入制限の「逸脱」の度合がそれほど重大なものであるのかという疑問が残る。確かに、訴えられた側である韓国がパネルのような区分の仕方をほのめかしてはいるが、輸入制限措置の目的と通告の有無による一刀両断でなく、BOP関連の一連の措置についての18条Bに基づく要件論を展開した方が、たとえ結論がほぼ同じであっても、すっきりした論理構成になったのではないであろうか。

3. 2条違反について

この点は、前述した米国の主張の第二の部分で、現行の輸入制限の手段であるLPMOが牛肉の譲許税率を超えた輸入差額を生じさせているので、それによる輸入制限措置が2条に違反しているかどうかに関するものである。米国は、LPMOの目的は国内の牛肉農家の保護を行うものであり、これは、「譲許表に定める保護の量を超えるような輸入独占を運用してはならない」とした2条4項に違反すると主張し、「カナダのアルコール飲料販売規制」ケースを引用した。それに対して、韓国は、上記のケースは、一般協定に合致する輸入制限の実施でない、従って、いかなる数量制限も課されていない場合であるのに対して、自らの牛肉の輸入制限は18条Bに基づく合法的な数量制限で、米国のいうマークアップは数量制限から生じる「QRs レント」であるにすぎないと反論した。

この点について、パネルは、概ね韓国の主張を認めたといえる。パネルは、ハバナ憲章31条5項を引用して、そこから2条4項は、「数量制限のない市場で活動する輸入独占を想定している」と考えるべきであるといい、数量制限の存在の有無を2条4項の適用のメルクマールとした。この解釈は、輸入独占による保護の水準は輸入差益を意味するものであるという従来の解釈を確認し⁽⁸⁾、輸入独占による国内産業の保護が数量制限による場合がありうることを否定したものと思われる。このことは数量制限の存在しない場合の輸入独占には「カナダのアルコール飲料販売規制」ケースの判断が適用されるとしたことからも伺える(para. 128)。

このようなパネルの判断については、「国家貿易企業、特に輸入独占は、11条により全面的に数量制限の行使を禁止されているわけではなく、『輸入産品に対する全国内需要を満たすに十分な数量』を超える部分については数量制限の行使も許容されるという解釈も十分成り立つ」とする立場からみれば⁽⁹⁾、問題のある解釈であるということになる。

4. 韓国は理事会においてパネル報告書の採択を半年間ブロックして、報告書は1988年11月によく採択された。その後、韓国は、米国との間で、自由化義務の確認、1992年までにQ R s 枠の年々拡大、1991年にその後の自由化のための交渉の約束及び輸入独占によらない一定の輸入を許可する体制の確立等について合意に達した。そして、オーストラリア、ニュージーランドとの間においても同様の合意が交わされた⁽¹⁰⁾。

そして、韓国は、B O P委員会において、1990年1月付けで18条Bの非援用（つまり、ガット11条国への移行）と、1997年までに全ての輸入制限を段階的に撤回するか、さもなければ一般協定の条項に合致させることを約束した⁽¹¹⁾。

5. 最後に、本件は、N I C s の代表的な走者の一人である韓国が「卒業」を迫られる過程で起きた事例である。しかし、例えば、日本がB O P制限ができなくなってからも20年以上も残存輸入制限を続けることができたことから考えると、本件は、これからのN I C s 諸国の「卒業」の道のりは、その猶予期間が相対的に短くなり、わりと険しいものとなるであろうことを示唆しているといえよう。このことは、これからのN I C s 諸国がいかに国際通商法の「拘束的機能」⁽¹²⁾に頼って、国内の保護主義勢力の圧力を交わしながら、市場経済の原則に基づく「正攻法」的な経済発展を成し遂げていくことができるかが試されていることを意味する。

<注>

- (1) 本件では、オーストラリアやニュージーランドの申し出に対して同じパネルによる報告書 (L/6504, 6505) が出されたが、事実認定や推論が実質的に同じ内容であるために、本解説は米国の申し出に対するパネル報告書に基づいている。
- (2) これについては、12条と18条の注釈を参照。
- (3) Jackson, 682.
- (4) 本件と同様、米国が、インドのアーモンドQ R s が、7)18条Bの要件を満たさず、
1) B O P 状況が改善される中でQ R s 枠が削減されたために、18条Bによって正当化できず11条違反であると申し出た事件であるが、インドはB O P 輸入制限問題は23条によって裁定され得ないとの手続問題を提起した。理事会における長い議論の末、結局パネルが設置されたが（1987年11月10日）、両国の間に合意が成立し、米国が提訴を撤回したために（1988年6月8日）、パネルの裁定はなされなかった。Hudec, GATT Legal

- (5) supra note 3, at 705.
- (6) J. Jackson, The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations, (The MIT Press, 1989), 95.
- (7) L/5776, 7 Feb. 1985. このケースで、E Cは、E Cが地中海沿岸の諸国と締結した地域的取極が24条に整合しているかどうかは、あくまでも24条7項の手続きによってのみ決定されるべきであると主張し、パネルは、E Cのかかる取極は23条1項(a)にいう「一見して明白な(prima facie)」無効化又は侵害を構成する違反とはいえないとした。
- (8) 平 覚、32頁。
- (9) 前掲論文、33頁。
- (10) Hudec, GATT Legal Complaints No. 173, 174, 182.
- (11) Inside U. S. Trade, 6(3 Nov. 1989).
- (12) 国際通商法の「拘束的機能」とは、国際経済法や国際経済組織の果たす「国内的(internal)」機能に着目する最近の研究動向の中で定着しつつあるタームで、国際通商のルールがまるで国内法秩序における憲法規範のように、通商及び対外経済政策全般についてその決定の選択の指針を与えることによって、貿易自由化を推進しようとする政府が国内の短期的利益または特殊利益に対して、国民全体または長期的な利益を保護することができるように、その政府を支援する機能を果たしていることをいう。国際通商法の「拘束的機能」については、とりあえず、F. Roessler, "La Portee, Les Limites et La Fonction du Systeme Juridique du GATT", In Les Nations Unies et Le Droit International Economique(1986), 169-183. を参照。

【参考文献】

- (1) J. Jackson, World Trade and The Law of GATT, Ch. 26(1969).
- (2) R. Hudec, Enforcing International Trade Law: GATT Dispute Settlement in the 1980's, Appendix: GATT Legal Complaints No. 173, 174, 182.
- (3) 平 覚、「国家貿易とGATT」、『関税と貿易』（1990年2月）、26-36頁。

(柳 赫秀)